

岩手県告示第41号

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加資格者との資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加資格者との資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加資格者との資格及び指名等に関する規程(平成18年岩手県告示第786号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>森林整備事業の請負契約等に係る<u>指名競争入札参加資格者</u>の資格及び指名等に関する規程 (申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項の規定により作成した名簿(以下「名簿」という。)に登載されていた者から<u>営業用資産</u>を承継した者</p> <p>(2) <u>名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人</u></p> <p>(3) <u>名簿に登載されていた法人が他の法人と合併(当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。)して設立した法人</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>森林整備事業の請負契約等に係る<u>指名競争入札参加者</u>の資格及び指名等に関する規程 (申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項の規定により作成した名簿(以下「名簿」という。)に登載されていた者から<u>営業又は事業の全部又は一部</u>を承継した者</p> <p>(2) <u>営業又は事業の一部を譲渡した者</u></p> <p>(3) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成21年1月16日から施行する。